

満洲事変処理における宣統帝政権案と建川美次

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2018-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柄澤, 友幹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19349

満洲事変処理における宣統帝政権案と建川美次

The plan of “building a new regime with the Xuan-Tong Emperor as the leader” at the early stage of Manchurian Incident, and TATEKAWA, Yoshitsugu

博士前期課程 史学専攻 2017年度入学

柄 澤 友 幹

KARASAWA Tomoki

【論文要旨】

本稿は、満洲事変の処理に際して関東軍の満蒙領有論と共に提示された宣統帝政権案について、それを発案した建川美次の対中国・満蒙認識から考察している。従来の研究では満洲事変の背景としてその推進者である石原莞爾らの満蒙領有論が注目されてきた。しかし、満蒙領有論は満洲事変の処理において実現せず、満洲国建国の前提となる宣統帝擁立を構想したものではなかった。

日本陸軍はそれ以前から赤化防止と在満権益確保を目的とし、列国との摩擦を回避し得る対中国・満蒙政策を実施していた。その中で張作霖爆殺によって田中義一内閣の満蒙分離政策が破綻した後、満蒙領有論と共に出現したのが張作霖排斥を唱える軍人によって構想された親日自治政権樹立構想であった。張作霖の死後、建川は満蒙分離政策の継続を主張した。しかし建川は、蒋介石、張学良両政権の不安定化とそれに伴う満蒙への赤化の波及を危惧した。それを受けて建川は日本の協力を求めつつ復辟を求める清朝関係者の存在を前提として、親日政権樹立構想を援用しながら、張政権以上に蒋介石政権や共産主義勢力から隔絶し得る自治政権樹立を構想した。それが満洲事変処理時に宣統帝政権案として示された。

【キーワード】 宣統帝政権案, 建川美次, 満蒙分離, 満洲事変, 赤化防止

はじめに

満洲事変は日本陸軍の悲願であった満蒙の獲得を実質的に実現したという意味で、日本陸軍の対中国⁽¹⁾・満蒙政策の到達点と言えるだろう。それゆえ、満洲事変やその処理の仕方は日本陸軍の対

中国・満蒙政策の中でどのような構想の下に生れたものなのか。この点を検討しなければならない。

これまでの研究において、満洲事変は「満蒙ヲ我領土トスル」⁽²⁾満蒙領有論を軸に計画・実施されたと論じられてきた。これは、満洲事変の主導的立場に在った石原莞爾ら関東軍、ないしは彼らが所属した一夕会の構想である。秦郁彦氏は、満蒙領有は日本陸軍の「一般意思」であり、石原莞爾を「満州占領＝領有」を正当化する論理の構築者と評価して、満洲事変はその発露であるとしている⁽³⁾。佐藤元英氏は、石原らが構想した満蒙領有論が満洲事変や満洲国建設に連なるものとして評価する。そしてそれは、田中義一らの張作霖擁立の満蒙分離的構想とは一線を画す、張作霖の排斥とそれに代わる新政権樹立という新たな国策立案過程によって浮上したものとしている⁽⁴⁾。川田稔氏は、1928年に木曜会が提起した満蒙領有論は中国主権を否定する全く新しい性格をもつ構想であると評価し、それが一夕会に持ち込まれ、満洲事変が計画・実施されたとしている。しかし、佐藤氏が指摘する、張作霖に代わる新政権樹立路線と満蒙領有論との連続性を否定する⁽⁵⁾。近年、清水亮太郎氏によって石原らに偏った満洲事変史研究は再考されるべきとの指摘されている⁽⁶⁾。しかし、今もなお多くの研究では満洲事変は石原ら一夕会が構想した満蒙領有論から論じられている。

これまで満蒙領有論に注目が集められてきた理由は、満洲事変の直接的動機となり、その主導者である石原や、「昭和陸軍」の中心的存在となる一夕会が構想したためであろう。加えて、山室信一氏の言う以下の二点も満蒙領有論が注目される理由であると考えられる。第一は石原の満蒙領有論が「それまで局地的で断絶した案件と捉えられてきた満蒙問題」を「アメリカを仮想敵国とする国防方針と連結させたことにより……満蒙領有を日本のとるべき進路の一環に組み込み、その長期的見通しと世界史的意義づけを与え」たという、満蒙問題に大きな転換点をもたらしたこと。第二は従来の対中国政策が中国の領土保全を保障した九ヵ国条約に反しない範囲で行われてきたのに対し、満蒙領有論が「国内外の常識を覆して、他国の主権下にある地域の武力占領」をすること、つまり、武力によって中国の領土保全という国際的合意を破るという従来にはなかった発想をとったこと⁽⁷⁾。この二点である。特に後者は、明治以来日本が重視してきた列国との協調を重んじる路線に異を唱え、国際秩序に対して正面から衝突する発想が生じたという点で、1920年代後半から満洲事変に至るまでの時代が日本史上の転換点であることを端的に示している。これらの理由によって満蒙領有論に注目が集められてきたのである。

確かに、満洲事変はその主導者であった石原莞爾らの満蒙領有論に従って実行されたものである。しかしながら、満洲事変の処理の際に採られた手段は満蒙の領有ではなく、第一に宣統帝溥儀を擁立した中国主権下の新政権樹立（以下「宣統帝政権案」、括弧は略す）であり、次いでその独立国家化であった。宣統帝擁立の到達点として政権にとどめるか独立国家樹立まで進めるかという点で意見の相違はあったが、いずれにせよ満蒙領有論が実現しなかったことは確かである。

関東軍が満蒙領有論を放棄した背景には、柳条湖事件の直前に関東軍へ派遣されていた建川美次参謀本部第1部長の強硬な反対があったことが白石博司氏⁽⁸⁾、川田稔氏⁽⁹⁾によって論じられている。本稿の主題となる宣統帝政権案は、この時、満蒙領有論に代わる満洲事変の処理方針として建

川によって発案されたものである。両氏の研究は、満洲事変を通じて、陸軍首脳⁴⁰の抵抗によって関東軍の構想が挫折または一定の制限を受けたことを指摘している。建川を含め陸軍首脳は、国際秩序を勘案し、中国の領土保全を否定する満蒙領有論を是認しなかったのである。これらの先行研究は、陸軍首脳が国際秩序の枠内にとどまるという従来の路線・構想を失っていなかったこと、その影響力が陸軍内において、不十分ではあったが、ある程度の効果を発揮できたことを示している。

以上のことから、満蒙領有論やその提唱者のみに注目してこの時代の日本陸軍の対中国・満蒙政策、そして満洲事変を論じることには限界があるだろう。川田稔氏や山室信一氏の言うように、満蒙領有論が日本陸軍の対中・対満政策において新しい方向性のものであるならば、それとは一線を画す日本陸軍の従来の路線に沿った構想についても分析をする必要がある。あわせて、満洲国建国につながった宣統帝擁立の背景も、満蒙領有論からは見出すことが出来ない。

それでは、関東軍に満蒙領有論を放棄させた宣統帝政権案とは、いかなる構想の下に建川によって発案されたものなのか。樋口秀実氏は宣統帝政権案のうち宣統帝擁立の背景を、旧清朝関係者の復辟運動に注目しながら、それと日本陸軍との関係から論じている⁴¹。しかし、管見の限り、宣統帝政権案に関する研究は樋口氏の研究にとどまっており、それがどのような構想の下に建川によって発案されたのかということは明らかにされていない。

これらの先行研究を受けて本稿が明らかにしたいことは、建川がどのような構想の下に宣統帝政権案を発案したのかということである。そのために、①中国に親日政権を樹立するという構想が生じた背景、そして、②満洲事変の処理に際してその盟主として宣統帝溥儀が擁立された理由、この2点を明らかにする。そのために、宣統帝政権案を発案し、関東軍を満蒙領有論からこれに方針転換させた建川美次の対中国・満蒙認識を分析する。建川は満洲事変の方向性を決定づける役割を果たし、満洲事変前には中国公使官付武官、参謀本部第2部長、参謀本部第1部長を歴任した、「満蒙問題解決についても推進的役割を果たしてきたベテランの部長」⁴²である。その認識が宣統帝政権案のみならず、日本陸軍の対中・対満政策にも影響するものと考えられる。

なお、本文中の引用史料に付した傍線及び亀甲括弧内は筆者によるものである。

1 日本陸軍の対中国・満蒙政策の変遷と中国情勢

(1) 日本陸軍の対中国・満蒙政策の変遷

19世紀末以降、とりわけ1920年代に入ると中国は欧米列強による権益の拡大競争と、国内の諸軍閥の抗争、それに伴う分裂状態が続く中でナショナリズムが勃興し、極めて不安定な状況となった。その状況下で、日清・日露戦争を経て満洲に鉄道などの利権を得ていた日本は、現地の日本人の要求に応えながらその保護・発展に努めていくことが、対中国政策の課題となった。

その最初の対応策が、寺内正毅内閣期の段祺瑞援助政策である。この援段政策は日中提携の下で、日本からの支援を通じて安徽派、直隸派、南方派に分裂した中国を統一に導くことで、中国の政治的安定を図ろうとするものであった⁴³。なぜ日本陸軍は中国の統一を望んだのか。その理由と

して、ロシア革命の影響を受けて、共産主義勢力の東漸を防止するために、日中提携と中国の統一を日本が望んだという点が挙げられる⁽⁴⁾。

しかし、安直戦争（1920年7月中旬）後の段祺瑞の失脚と地方権力（直隸派・南方派）の勃興という情勢を受けて、日本陸軍は対中政策の転換を迫られた。そこで取られた策が、張作霖（奉天派）を支援して、在満権益の維持・拡大を図りつつ、分裂が続く中国本土の情勢は静観するというものであった⁽⁵⁾。この転換点をもたらした一要因はロシア革命にある。ロシア革命以前の日本の対満政策は、日露協約を通じて東三省を両国の勢力範囲として分割するというものであった。しかし、ロシア革命により混乱が生じると、それに乗じた張作霖が東三省に勢力を拡大し、1922年春の第一次奉直戦争での敗戦後に東三省の独立を宣言したのである。日本は援張政策によって東三省の治安維持や北満への経済進出、そして張作霖を相手とした現地交渉による満蒙懸案事項の解決を図ろうとした。張作霖も日本のシベリア出兵に乗じて北満へ勢力範囲を拡大させようと考えていたため、「双方の利益は期せずして融和を得る事情」⁽⁶⁾となった⁽⁷⁾。加えて、陸軍内に「〔中国は〕中央集権の不可能なる結果自然に地方分権に赴く道程止むを得ざる傾向」⁽⁸⁾があるとの認識があったことも援張政策の背景に存在していた。

張作霖の関内進出によって勃発した第二次奉直戦争に張作霖が勝利すると、段祺瑞が張作霖の後援を受けて北京政府の臨時執政に就任した。陸軍は段祺瑞によって中国が統一できれば、張作霖の関内進出を阻止できるとして、これを支持した。その一方で、陸軍内ではこの段祺瑞をどの程度支援すべきか、という問題をめぐっていくつかの意見が生じた。一つは中国中央政府を支援し、日中軍事協定に類する「日支同盟条約案」⁽⁹⁾を締結して日中提携を図るというものである。これは真崎甚三郎や荒木貞夫ら後日の「皇道派」に連なる陸軍将校を中心に作成されたと推測される⁽¹⁰⁾。もう一つは1924年12月に参謀本部が構想した、段祺瑞を露骨に支援するのではなく、中国の各軍閥の提携を日本が斡旋し、中国の和平統一を目指すという路線である⁽¹¹⁾。ここには、日本は中国中央政府への積極的関与を自制しながら、中国問題への発言力を確保しようとする意図があった。結果的に、後者の路線が段祺瑞の執政就任から北伐完成までの間、日本陸軍の対中政策の主流となった。

このように、1920年代前半の中国の分裂化が激しく進展するという状況下で、日本陸軍は中国中央政府への支援によって中国を統一に導くという路線を後退させた。そして、中国における地方分権化の流れを容認したうえで、日本が主体的に各地方権力間の提携を斡旋することによって中国の和平統一を目指す路線へと転換したのである。この時期の日本陸軍も中国の分裂を望んでいたわけではなかった⁽¹²⁾。

その後国民革命の進展に伴い、張作霖・呉佩孚ら北方軍閥が弱体化した。このような中国情勢の急速な変化を受けて、日本陸軍が最も懸念したのは、革命すなわち赤化・共産化の満蒙への波及であった。「支那通」の一人である磯谷廉介は1926年7月12日に「〔ソ連が〕蒋介石並二其他若干ノ親露派（共産黨員等）支那人ヲ利用シ其主義ノ宣傳勢力ノ扶植ニ努メ北伐ノ実行ニヨリテ其勢力基盤ヲ北方ニ開展セン」⁽¹³⁾と述べ、北伐の進展に乗じて共産化が北方、すなわち満蒙に及ぶ可能性を

指摘している。更に、1927年3月24日に南京事件が、同年4月3日に漢口事件が発生した。この両事件を受けて、本庄繁中国公使館付武官が「最近の支那時局愈出て愈乱申候。而も当局は只迎合的態度何となく全支共産政権の下に立つやの感有之」⁶⁹と述べている。この記述から両事件によって、日本は国民革命と共産勢力が中国・満蒙に与える影響の大きさを痛感したことがわかる⁶⁹。

このような状況を受けて、日本陸軍は新たな対中政策の策定を迫られ、その意見は二通りの路線に分岐した。一つは従来路線を継続して中国の和平統一を目指す路線であり、他方は中国本土への関与を避け、満蒙を中国本土の政局から切り離して（満蒙分離）、対満政策を対中政策の最優先課題にする路線である。前者は、主に本庄繁が提示している。本庄は1927年7月に荒木貞夫参謀本部第1部長に宛てた意見書⁶⁹の中で、「此ノ支那赤化ノ傾向ニ対シ如何ニ対策ヲ講スヘキカ」と自問したうえで、「軍権者〔張作霖、呉佩孚、孫伝芳、閻錫山、国民政府軍内の反共勢力〕カ相合作シテ統一ヲ図リ稅政ヲ改善スル」ために支援・斡旋し、「同時ニ支那ノ思想ノ潮流ヲ看テ極力反共産主義宣伝ヲ為サシメサルヘカラス」と述べている。このように、本庄は中国の諸軍閥の合作によって速やかな中国統一を果たすべきと主張した。加えて、「北方派ト蒋介石一派トノ握手ニ依ル共産派ノ打倒ハ最モ望ム所」⁶⁹と述べているように、本庄は北方軍閥と蒋介石政権とは反共のために提携すべきと考えていたことがわかる。

他方、満蒙分離のうえで対満政策を優先する路線の主な提唱者は、斎藤恒閑東軍参謀長であった。斎藤は1927年春に「支那救国策」⁶⁹を作成した。その中で斎藤は「支那人ハ統一ノ力ナク從テ政府ハ国民ヲ統一シ得ス」とし、その中国を「救国」する手法として「先ス満蒙ノ地ニ自治連省ヲ設定」してこれを北京政府に援助させる。それが出来なければ「満蒙ニ自治連省ヲ日本ノ援助ニヨリ設立スヘキ声明ヲ某支那人」に出させると述べる。更に斎藤は、「首脳者トシテ満州人（最モ愚劣ナルモノ）ヲ推戴ス」と述べている。斎藤は満蒙に日本が主体的に自治政権を樹立すべきと考えたのである。

この意見対立は、北伐の完成が現実化してくる1928年に入ると、陸軍中央でも議論されるようになった。前者の和平統一路線を参謀本部第2部（部長：松井石根）が主張し、後者の満蒙分離路線を参謀本部第1部（部長：荒木貞夫）が主張した。第2部は1928年3月に作成した「新対支政策」⁶⁹において、「帝国ハ自衛の見地ニ於テモ〔中国の〕速ニ和平統一ノ現出ヲ希望」と述べる。更に、「満洲ヲ全然支那本部ノ政治的圏外ニ置カムコトハ云フヘクシテ行ヒ難ク從テ現ニ関内ニ在ル満洲ノ軍隊ヲ関外ニ撤退セシムルコトハ全支那ノ和平運動ト相俟ツニアラサレハ実現困難ナルヘシ」としている。第2部は速やかな中国の和平統一を希望し、満洲を中国本土の政治的圏外に置くこと（満蒙分離）は困難であると認識していた。一方、第1部は「新対支政策ニ対スル意見説明」⁶⁹を作成し、日本は「満蒙ニ於ケル帝国ノ政治的権力」を確立することが必要であり、「支那本土ニ於ケル和平統一ノ如キ」希望は「政治的視界ニ於テ痴人ノ夢」と論じている。ここから、第1部は中国の和平統一は実現不可と認識し、満蒙を分離したうえで、満蒙に日本の政治的権力を確立すべきと考えていたことがわかる。

これらの2つの路線のうち、実際に表出化したのは後者の満蒙分離路線である。これは1927年4月20日に成立した田中義一内閣の満蒙分離政策や河本大作関東軍高級参謀の張作霖爆殺事件(1928年6月4日)として表出化する。田中と河本は、張作霖への評価が異なるが、中国本土へ日本が関与せずに、満蒙を中国本土から分離して、北伐に呼応して対満政策を展開するという点で政策の目指すところが一致している⁶¹⁾。

田中義一内閣の満蒙分離政策とは、満蒙を「特殊地域」とみなし、蒋介石の共産党撲滅と張作霖の「保境安民」の実現のため、満蒙分離と両者の妥協を成立させることを狙ったものである。田中は蔣・張両者に使者を派遣し、1928年5月18日付「覚書」を提示する(後述)など、両者の妥協成立に努めている。この田中の政策は張作霖のみを相手としたものではなく蒋介石側にも働きかけを行うものであった。田中は蒋介石の北伐を了解し共産党撲滅に日本が協力するという条件を提示した。その代償として、蒋介石側に日本の対満政策を黙認させようとする狙いがあったのである⁶²⁾。

しかし、蒋介石と張作霖との妥協は成立せず、逆に蒋介石・馮玉祥・閻錫山の提携が実現する。これによって張作霖は圧倒的に不利な状況に立たされた。これに対して田中内閣は、政治的範囲に及ばない範囲での日ソ提携路線の提示や済南事件を通じて張作霖に圧力をかけた。これに加えて、張作霖は戦況が好転しなかったこともあり、1928年5月9日に蒋介石との停戦に踏み切った⁶³⁾。

しかし、張作霖は停戦後も出陣せず関内に留まり続けた。これに対し、日本は張作霖の停戦と出陣を促す「覚書」を作成した(5月18日)。この「覚書」は建川美次中国公使館付武官から張学良と楊宇霆に手交された。この時、両者は建川に張作霖を東三省に帰還させる旨を約束した⁶⁴⁾。張作霖は張学良らの説得によって1928年5月30日に正式に停戦と出陣を決定した。しかし、張作霖が奉天へ向かう途中、張作霖が乗った列車が爆破される。このことは、田中義一内閣の満蒙分離政策の破綻と、張作霖に依存しない新たな対中・対満政策構想の出現を意味していた。この1928年6月4日の張作霖爆殺事件によって、1920年の安直戦争後から日本陸軍が取り続けた張作霖援助政策は転換を迫られる。

坂野潤治氏は以下のように陸軍の対満政策を整理している。坂野氏によれば、1925年11月の郭松齡事件以降、日本陸軍の意見は3つに分岐した。第一は白川義則司令官以下関東軍の張作霖絶対擁護の立場、第二は宇垣一成陸相以下陸軍中央の、中国と列国の反撥を恐れながらも最終的には張作霖擁護に落ち着かざるを得ない立場、第三は鈴木貞一、佐々木到一らの張作霖支援にこだわるべきでないとする立場、である。この3つの立場は、田中内閣成立以降、蒋介石・張作霖の両者を支援する立場(満蒙分離政策)と張作霖を排除する立場(張作霖排除論)の2つに分岐する。特に、張作霖排除論は1927年の北伐開始以降、明確な形をとりはじめ⁶⁵⁾。先にとり上げた、日本が主体的に満蒙自治組織の形成を支援することを主張した斎藤恒関東軍参謀長の「支那救国策」がその例として挙げられ、この時期には主に武藤信義司令官(白川の後任)や河本大作高級参謀ら関東軍首脳が支持していた⁶⁶⁾。張作霖排除論者は、中国の歴史と現状から考えて中国は地方分立状態こそが適した姿であるとみなし、張作霖に代わる東三省政権の樹立を容認した。第3師団司令部

付であった磯谷廉介は1928年6月2日に作成した「山東善後方案」⁶⁹⁾のなかで、従来の軍閥支援方針を改め、それに代わる地方自治政権を日本の支援によって創出することを主張した。その政権は「領事官憲ト協力シテ支那自体ヨリ現出スル正当ナル政権」であり、そのために日本は「擁護指導ヲ期ス」ことが必要であると述べる。磯谷は日本が支援すべき自治政権を日本の指導によって創出するという対満政策を主張したのである。更に中国は地方分立状態こそが適した姿であるため、その政権は「正当ナル」ものであると認識していた。このような張作霖排除論者たちによって、張作霖爆殺が決行された。

ここで、満蒙分離政策と張作霖排除論との関係を考えてみたい。田中内閣が推進する満蒙分離政策の支持者であった宇垣陸相は、1927年4月7日に幣原喜重郎外相に対して口頭で、列国との協調や蔣・張の妥協共同を支援して共産派を抑圧すべき旨を述べた⁶⁸⁾。張作霖排除論を支持する武藤閏東軍司令官は上原勇作宛書簡で、中国や北満における共産派を駆逐し、そのためにイギリスとある程度の協調を保つべき旨を述べている⁶⁹⁾。両者には多少の意見の相違はあるが、①既得権益保護のため、満蒙を中国中央政府の主権下に置きながら、中国本土から分離してこれまでよりも積極的な対満政策を行うこと、②列国との摩擦は避けること、③共産主義の中国・満蒙への侵入を防ぐこと。この3点においては共通している。つまり、誰を、ないしは誰を擁立した政権を支援するかという違い以外はほぼ共通した意識をもっていたといえる。

その一方で、1927年の北伐開始以降、鈴木貞一ら張作霖排除論者の一部は満洲事変の思想的背景になったとされる満蒙領有論を構想するようになる。これは、満蒙における中国主権を否定するという新しい性格をもつものである。1927年に鈴木が木曜会を、永田鉄山らが二葉会を結成し、両者は合流して一夕会を組織した。この一夕会に木曜会で検討されていた満蒙領有論が持ち込まれ、更に研究が進められた⁶⁹⁾。

張作霖爆殺事件の後、田中義一内閣は従来の張作霖援助方針の転換を余儀なくされる。田中内閣は林久治郎奉天総領事や芳沢謙吉在中國公使などと協力して、張作霖の跡を継いだ張学良を支援して、彼を交渉相手として満蒙分離政策を継続しようとした。しかし、1928年12月29日の張学良の「易幟」によって田中内閣の構想は再び破綻する。この後、関東軍や一夕会で満蒙領有論が練られはじめ、参謀本部第2部では新たな構想が検討されはじめる。

(2) 建川美次の対中国・満蒙認識

田中隆吉（1929年当時は参謀本部第2部第6課第7班・兵要地誌班長）の戦後の回想によれば、張作霖爆殺事件後の陸軍中央では、1929年8月に中国公使館付武官から参謀本部第2部長に転任した建川美次の指示によって対満政策の研究に従事したという⁶⁹⁾。このことから、建川が陸軍中央内での対満政策の中心的人物であったことが確認されよう。

ここで、建川美次の経歴を簡単に確認しておきたい。建川は陸軍大学校卒業後、主にヨーロッパでの海外勤務を歴任しその後参謀本部欧米課長を務めた。建川ほど海外勤務が多い軍人は例がな

く、陸軍内で「陸軍随一の外国通」と呼ばれていた⁽⁴²⁾。しかし、建川自身が「支那を全然知らない」⁽⁴³⁾と言うように中国関係の経験は皆無であった。では、なぜ中国に関して経験のない建川が中国公使館付武官に任命されたのか。それは、先任の本庄繁が張作霖と親密になりすぎたため、混乱する中国情勢に対して適切な判断が下せないことを危惧した松井石根参謀本部第2部長の意図が背景にあったためである⁽⁴⁴⁾。こうして、建川は中国公使館に派遣された。その経験を生かして満洲事変期にかけて対満政策立案の主体となる参謀本部第2部長、第1部長を歴任する。本節では、このような経歴をもつ建川の対中国・対満蒙認識を検討していく。

張作霖爆殺事件の直後である1928年6月12日に、建川中国公使館付武官は畑英太郎陸軍次官から今後の対満政策についての問い合わせを受けている。翌13日、その問い合わせに対する返信の中で、建川は満蒙分離政策を継続すべきとの意見具申を行っている。

〔南方派との〕妥協成立スレハ将来東三省ハ學良之〔張作霖〕ニ代リ楊宇霆之ヲ補佐スルコトトナラン〔。〕中央政府ニ就テハ列國ノ協定全然望ミナキ今日日本ノミニテ爲スヘキハ馮、閻ニ対シ奉天派トノ和平妥協ヲ勸告斡旋スル外ナカルヘク東三省政權ニ対シテハ東方會議ノ大精神未タ説明未了ノ俛ナルヲ以テ特使ヲ派シテ之ヲ説明シ日本ハ北方勢力ヲ保持シ之ト眞ノ提携ヲ希望スルモノニシテ之カタメニハ大ニ覺悟アルコトヲ諒解セシムルヲ要ス〔中略〕
奉天派ノ政状ハ和平ノ為兵ヲ關外ニ撤シタルト同一ノ精神ヲ以テ行動センモノト認ムルヲ至當トシ此旨南方ニモ了解セシムルヲ要ス⁽⁴⁵⁾

建川は、南北の妥協が成立すれば、張作霖に代わって、楊宇霆の補佐を受けた張学良が東三省政權の頭首になると予測している。この意見具申の全体を通じて、建川は張学良と楊宇霆を併記しているため、張学良政權には楊宇霆の補佐が不可欠であるとの認識がうかがえる。この認識は田中義一や当時の陸軍中央とも一致する⁽⁴⁶⁾。つまり、将来東三省に成立し得る、楊宇霆の補佐を受けた張学良政權を支援すべきと考えていたのである。そして、中国中央政府の馮玉祥と閻錫山に対して東三省政權との和平妥協を斡旋する。東三省政權に対しては東方會議の精神を理解させて、日本は東三省政權と提携する覚悟があることを理解させるべきと主張している。ここで言う東方會議の精神とは、東三省政權の安定化を支援し、中国中央政府と東三省政權との和平を実現することであろう。そして、田中義一同様に「奉天派」の關外撤兵によって南北妥協を図るように促すべきと述べている。建川は13日にこの点において田中義一内閣の満蒙分離政策と同様に、これを継続する路線を考えていたことがわかる。

6月25日に建川は、東三省政權に対して国民政府の統制下に入らず、「保境安民」に努めるよう指導すべきとの意見具申を行っている。

形式的ニテモ満洲ニ白日旗ヲ樹ワハ國民政府ノ統制ニ服スルコトヲ意味シ將來我満洲政策ノ遂

行上著シキ不利ヲ招徠スルコトハ敢テ贅言ヲ要セサル所ニテ最近南方派連ノ当地ニ於ケル言動ニ徴シテ其ノ感ヲ強クセンメラレアル次第ナリ〔中略〕

現在及将来ニ於ケル南方ノ政治的手段ニ依リ滿洲ニモ遂ニ青天白日旗ヲ見ルノ已ムナキニ至ルヘキヲ憂慮セラル、〔中略〕

速ニ適切ニシテ且ツ有効ナル手段□□〔「ニテ」か〕改旗問題即チ一難問題ニ對スル我帝国ノ主張ヲ滿洲政權ニ通告シ滿蒙ニ青天白日旗ノ掲揚ヲ見ルハ帝国ノ喜ハサル所ナルヲ明示シ要スレハ強制的威壓的手段ヲ以テ南方政府ニ服従セシメサル様指導シ且一日モ速ニ彼等ヲシテ保境安民ヲ標榜シ南方トノ關係ヲ断ツヘキコトヲ聲明セシメ以テ内面的危難行動ヲ一掃シ一意東三省ノ統一ト治安維持ニ盡瘁セシムルヲ最モ緊要且急務ト信ス⁽⁴⁾

ここから建川は、滿洲が国民政府の統制下に入ることは日本の対滿政策遂行のうえて不利となると認識していたことがわかる。それゆえ、東三省政權に対して必要によっては「強制的威壓的手段」を用いても国民政府に服従せず、南方との関係を断って東三省の「保境安民」に努めるように指導すべきと考えていた。ところで、東三省が南方との関係を断つことで一掃できる「内面的危難行動」とは何であろうか。筆者はこれを東三省への共産勢力の流入であると考え。当時の国民政府内には共産党や「赤露」に近い人物も存在した。現に、その代表的人物である馮玉祥が6月中旬にソ連の後ろ盾を得て対中独立を掲げる蒙古青年党の反乱軍に合流し、東三省を脅かそうとしていた⁽⁴⁾。このような状況を受けて、内部対立が続き左派も属する国民政府と一線を画すことで、赤化という内面的危機を一掃しようと試みたと考える。その具体的手段として建川は「滿洲政權ノ指導ハ軍事及政治上共ニ輿望高キ権威者ヲ特派」することを考えた。この手法は日本の介入を強めるという点で、張作霖排除論との連続性をもつと言えるだろう。更に、そのような手段によって「一面支那ヲシテ我国ニ信頼セシムルト共ニ他方我主張ノ貫徹ヲ容易ナラシムルコトヲ期セサルヘカラス」と述べている。「滿洲政權」に「権威者」を特派することで、中国にも日本に対する信頼が生じるとはどういうことか。当時蒋介石も共産勢力対策に苦心していたため、東三省が赤化防止で団結するように導くことは蒋介石にとっても望ましいことであったという意味であると考えられる。

他方、建川は中国の蒋介石政權に対してどのような認識をもっていたのだろうか。建川は1928年12月3日に以下のような報告をしている⁽⁴⁾。閻錫山は自身が衛戍総司令を務める京津地方における財政權を蒋介石政權に移譲することで、蒋介石政權に対し「大ニ率先忠誠振〔心〕ヲ示シ」た。しかし、蒋介石政權は京津地方へ「確實ニ諸經費ヲ送付シ来ラス為ニ目下衛戍司令部ニ於テハ職員ノ俸給ハ約三箇月間不渡トナ」る事態となった。そのため白崇禧ら京津地方に駐屯する「各軍團ニ属スル軍隊二十数万」が「毫モ閻ノ區処ヲ聞カス勝手ニ軍費ヲ調達シ又勝手ニ駐屯地ヲ移動スル等衛戍司令ノ職權ヲ蹂躪スル」行動に出た。これに対して、蒋介石と閻錫山は「威令」を出すのが、「依然トシテ價值」の無いものに終わった。加えて建川は、このような混乱に乗じて「共産黨ノ活

動ヲ聯想セハ平和ヲ装エル京津地方モ決シテ樂觀ヲ許ササルカ如シ」と分析する。このような事件の存在から建川は、蔣介石政権の基盤の脆弱さを読み取り、それに起因する混乱に乗じて起こり得る中国の赤化に対して危機感を抱いていたことがわかる。

北京公使館付武官時代の建川は、楊宇霆の補佐を受けた張学良を擁立する東三省政権と不安定な蔣介石政権との和平妥協を斡旋し、両政権を切り離した上で、日本と東三省政権が提携するという対中・対満政策をとるべきと考えていた。この路線は反共や日本の東三省政権への積極的支援・介入強化という側面があり、田中義一内閣の満蒙分離政策や張作霖排除論との連続性、更には折衷案的な性格が認められる。

しかし、この構想は張学良の「易幟」と楊宇霆銃殺事件によって転換を迫られる。前者は満蒙分離の破綻を意味し、後者は張学良政権の安定化に不可欠な存在であった楊宇霆の死を意味するためである。建川は1929年1月10日の楊宇霆銃殺事件後に、「楊宇霆、常陰槐銃殺事件ニツキ楊、常等ニ親シキ関係ヲ有スル將領カ張學良ニ對シ甚タシキ疑ヲ抱キ一致團結或ル種ノ陰謀ヲ計画シ學良ニ反抗セントスル企圖アリ」⁶⁰という情報を入手し、陸軍次官、参謀次長にそれぞれ報告している。この出来事をきっかけに、建川は東三省の張学良政権の不安定化を確認し、同政権への期待を失ったものと考えられる。

このような対中・対満認識をもって、建川は1929年8月に参謀本部第2部長に転任する。

その前後に中ソ紛争が勃発した。建川は中ソ紛争を通じて、このような対中・対満認識を補強したのと考えられる。建川が部長に就任した後に参謀本部第2部で作成された「支那側ノ東支回収事件 其十九」⁶¹によれば、中ソ紛争中にソ連の捕虜となった中国兵に対してソ連は「赤化宣伝」を行い、その中国兵を解放した。その結果、ソ連は「支那軍赤化ノ収獲」を得たという。そして第2部は「其〔共産主義〕宣傳ノ効果」は「速効ヲ期シ難キモ……其将来ニ及ホス効果ハ決シテ輕視スル能ハサルモノト認ム」と分析している。第2部は中ソ紛争を通じて、更なる中国、満蒙の赤化を認識し、それに対して危機感を抱いていた。これは第2部の分析であるため、建川の認識と完全に一致するとは言い難い。しかし建川が部長である以上、建川の認識と重なる部分が大いものと考えられる。

建川は満洲事変が勃発する約5ヶ月前の1931年4月1日に師団長会議上で国際情勢をテーマとして講演行っている。ここで述べられた内容は、建川の中国、満蒙に対する認識をまとめたものであり、その後の対満政策立案の前提となるものである。建川は中国情勢について「支那ノ現勢ヲ認識シテ逐次平和統一ニ向ヒツ、アリトスル者アルモ事実ハ然ラス。寧口却テ之ト反対ノ傾向ニ在ルモノト觀察セラル」と述べ、中国の分裂化の進行を指摘する。更に「現在長江流域南北ニ於ケル共匪ハ益々猖獗ノ状勢ヲ持シ、これに対抗する蔣介石軍は苦戦し、「却テ共匪ニ感染シ之ニ投スルモノ続出シ」と分析し、蔣介石軍に共産化が浸透しつつあることを指摘する。これに続けて建川は、蔣介石が「討匪」に難航し、蔣介石軍の多くが「共匪」に感染している状況では「討匪工作」は「困難」であり、「討匪の状勢斯クノ如キヲ以テ近キ将来ニ其成果ヲ望ムコトハ到底不可能」で

ある。そしてこの事態は「将来支那ノ運命ヲ支配スヘキ重大ナル禍因逐次醞釀サレツ、アル」と分析している⁶²⁾。

続けて建川は、蒋介石は諸軍閥の改変整理や反蒋介石勢力への対応に難航していると述べる。そしてそのような「雑軍閥ノ複雑ナル相互関係ハ将来蔣、張二大勢力衝突ノ誘因タルノ危険性アリ」⁶³⁾と分析する。つまり、建川は蒋介石と張学良を中国における二大勢力と認識し、彼らが衝突することは望ましくないと判断しているのである。これは、蒋介石と張学良の両政権が対立することによって共産勢力が台頭することを危惧したためであると考えられる。当時、親ソ的傾向をもっていた馮玉祥などの国民党左派は蒋介石の立場を揺るがし得る存在であった⁶⁴⁾。中国・満蒙の赤化防止のために馮玉祥ら左派の台頭を招き得る対立・混乱を望まなかったのであろう。更に蒋介石政権については、広東省を中心に反蔣の気運が高揚するなど、その政権基盤が不安定な状況であり、赤化が進みつつある状況であるとしている。

なお、建川はこの口演の中で、国際情勢について分析を加えている。建川は第一次世界大戦以降、国際連盟が構築してきた国際秩序の拘束力を評価し、それから逸脱することは国防上危険であると指摘している⁶⁵⁾。

このような分析をした上で、建川は中国は「動因トシテ再ヒ大争乱生起スルノ公算頗ル大ナリト謂ワサルヘカラス」⁶⁶⁾とし、蒋介石政権の不安定さに起因して、形式上は統一を成し遂げた中国が再び分裂する傾向にあることを指摘している。

(3) 清朝復辟運動の活発化

建川が張学良政権の不安定化を危惧したのと同じ頃、その楊宇霆銃殺事件をきっかけに復権を目指して動き出した勢力があった。それは旧清朝の関係者たちである。楊宇霆銃殺事件があった1929年1月10日に、林久治郎奉天総領事は田中義一外相に宛てた電報⁶⁷⁾の中で、「一部失意軍閥者間ニ恭親王〔溥偉〕擁立満洲獨立ノ計画」があると報告している。恭親王擁立の理由は、張作霖は東三省占領以来「邪政ヲ以テ良民ヲ苦シメ」、その跡を継いだ張学良は張作霖よりも邪政を行い、「遂ニ赤化ヲ誘引シ國ヲ虐ケルコト言語ニ盡シ難」い状況である。それゆえ、「窮民ヲ救ヒ逆賊張學良ヲ驅逐シ我東三省ヲ恢復シ保商安民ヲ以テ宗旨トナシ政治ヲ改良シ善鄰ト親善ヲ謀リ戦争ヲ息ムヲ樞要目的トナシ東三省ヲ獨立ノ性質トナシテ關内各方面トハ一切關係」しないことを実現させることを目指しているという。同30日の報告⁶⁸⁾では、この運動は「張學良カ楊宇霆常陰隲ヲ銃殺シタルニ基因シ多少民心動揺ノ兆アルニ乗ジ」て起こされたものであると分析されている。更に1929年2月26日の田代総領事代理の林久治郎への報告⁶⁹⁾によれば、「〔吳佩孚など〕北方有識者間ニハ□君立憲政體ノ支那ニ適スルコトヲ思ヒ宣統帝復辟ヲ眞面目ニ考ヘツツアルモノ」が出現し、「段祺瑞ハ客年末密ニ宣統帝ト英租界醇親王邸ニ於テ會見セル事實アリ段モ従来反對説ヲ棄テタルヤニ見受ケラル」という。加えて、「東三省ニ近ク變局來ルヘキコトハ豫想ニ難カラス學良ニ代ル適材見當ラサレハ東三省ニ先ス宣統帝復辟ヲ實行スルコトモ一策ナラムトノ説アリ」と報告には記されて

いる。ここから、建川が中国公使館に勤務していた時期に清朝復辟運動が起こり、それを受けて国民政府の中にさえこれに同調する人物が出現し始めていたことがわかる。

この段階で復辟の路線は恭親王溥偉と宣統帝溥儀との2つ選択肢があったことがうかがえる。この路線はいかにして宣統帝溥儀に絞られたのか。1929年12月26日の岡本武三在天津日本総領事の幣原喜重郎外相に宛てた報告⁶¹⁾によれば、蒙古民族の滅亡を憂慮した内外蒙古王が「支那ノ内乱ト対露関係ノ繁雜ナルニ乗ジ蒙民自治ノ途ヲ開ク」ために「東三省ニ於ケル張作相、汲金純等旧式軍閥ト連絡シ蒙古ノ獨立ヲ画シ宣統皇帝ヲ推戴シテ滿洲、蒙古ヲ一括セル帝国ヲ建設スルコトニ決シ」たという。加えて、1930年4月12日には恭親王溥偉が財政的苦境に陥り、彼から復辟支持者が離れていったこと⁶²⁾、同年6月16日に恭親王一派が中国中央政府に逮捕されたことが報告されている⁶³⁾。このような事態を受けて、宣統帝復辟の方がより現実的となったと推察される。

以上のように、この時期の満蒙に宣統帝復辟の機運が高まっていた。

2 満洲事変直前期の対満政策と満洲事変処理方針

(1) 参謀本部第2部の対満政策研究

先述のように、日本陸軍は張学良の「易幟」や楊宇霆銃殺事件によって新たな対中・対満政策の策定を迫られた。それは関東軍や陸軍中央の中堅層を占めていた一夕会の軍人たちによって策定された路線（満蒙領有論）と、建川美次が部長を務めた参謀本部第2部で策定された、親日自治権を樹立する路線に大別できる。

参謀本部第2部で策定された対満政策とはいかなるものであったのか。参謀本部第2部が対満政策を作成するにあたって、その部長である建川の中国勤務時代の経験を活用したことは、想像に難くない。それに加えて、当時の第2部第6課に属した主計将校の住谷悌が行っていた対満政策の研究も活用されたと考えられる。住谷は「移住鮮人」が満洲に基盤を確立していく過程を研究し、それを前例として日本の対満政策を検討しようとしていた。住谷は現在漢民族が満洲に大量に流入しており、在満邦人や在満日本権益を圧迫していると述べて、「満蒙ニ進出シタル我日本民族（朝鮮民族ヲ含ム）ハ如何ニシテ漢民族ノ浸蝕力ニ對抗セントスルカ蓋シ是レ最重要ナ問題デアラウ」⁶⁴⁾と指摘する。その「移住鮮人」は満洲において自治機関を作ろうと試みるが、「支那官憲ハ他國人カ支那領土テ自治機關ヲ設ケルノハ不法デアルト云フノヲ楯ニシテ之カ發達ヲ陰ニ陽ニ妨害シ其前途ハ必シモ樂觀ヲ許サナイ」⁶⁵⁾状況である。そのため、「自治團體ノ統一ト其基礎ノ確立」することと、その実現方法を早急に研究することが必要である。そして、この政策は「實行ノ決シテ容易テナイ」ものであるが、「是カ非テモ徹底的ニ研究シ其實施ヲ見ルヤウニシタイ」⁶⁶⁾と分析している。

建川が部長を務める参謀本部第2部では中ソ紛争におけるソ連軍の占領地統治を研究し、その手法を高評価している。それによれば、ソ連は「地方行政ハ自ラ監督スルモ深入リセス専ラ露支要人ヨリ撰任セル委員會〔中略〕ヲシテ食料燃料ノ掌ニ當ラシメ、自ラハ軍隊ヲ以テ治安ヲ確保」することを企図した。その効果は、「支那人亦恥ヲ忘レテ赤軍ヲ賞賛スル程ニシテ効益歴然タルモノ

アリ」というものであった⁶⁶⁾。ソ連軍は現地の要人も含めた委員会に地方行政を任せて内政に深く関与せず、ソ連軍は治安維持に務めるという占領地統治を行った。その手法は中国人からも支持されたと分析されている。今後更なる検討が必要であるが、この分析が第2部の対満政策に影響を与えた可能性があることを指摘しておきたい⁶⁷⁾。

それら対満政策の研究成果をまとめ、具体的に提示したのが、1931年3月に提示された「昭和六年度情勢判断」である⁶⁸⁾。その内容は、対満政策の第一段階として「政權ハ學良政權二代ルニ親日新政權ヲ以テスルモ支那中央政府ノ主權下ニ置ク」⁶⁹⁾ことを達成し、第二段階として「独立国家建設」⁷⁰⁾を、その後状況次第で第三段階の「満蒙占領案」⁷¹⁾を実現するというものであった。この「情勢判断」を作成したのは参謀本部第2部であるため、その部長である建川の意向が反映されていると考えられる。建川は中国公使館付武官を務めていた際に、「易幟」による満蒙分離の破綻と楊宇霆銃殺後の張学良政權の不安定さを認識していた。それゆえ、張学良政權に代わる「親日新政權」を樹立し、これと提携していくことを考えたのであろう。その「親日新政權」は中国中央政府の主權下に置くとしている。これは建川の対満認識を見る限り、中国中央政府とは分離した東三省を拠点とする中国の一地方政權を意味すると考えられる。建川は1931年10月22日に行った「満蒙問題と時局」という講演で、「親日新政權」は中国中央政府の政治的影響を排除し、日本の支援を必要とするものと考えていた。

私共の目下關心を持つて居る問題は今迄の経験から見ますと、満蒙の地域を支那本部の主權下に置く事が一番いかぬのである。何とかして満蒙に於て支那本部から離れた特別の政府を作らなければならないと云ふのが、第一要件に考へて居る點であります。それが進んで特別の國家的のものになれば益々良いと思ひますが、左様な事は俄に望み得ないかもしれませんが、少なくとも獨立政府、支那本部の政治的影響に脅かされぬ政治が出来なければならないと考えます〔中略〕從來支那本部の力に依つて満蒙の問題を解決しやうとした事が何遍かありますが、全部失敗に終つて居ります〔中略〕何回もさう云ふ事があります。我が國は支那本部の政治的力を利用して満蒙問題を解決しようとして來て居ります。段祺瑞、西原借款、あ、云ふ風に金を貸せば満蒙は旨く行くと思つた。それも何回かやつても皆失敗であります。でありますからそれ等の経験からどうしても支那本部の政治影響を受ける間は駄目であると云ふ事が分りました。獨立政權が出来て而もそれが日本と本當に協力してやつて行かう。共存共榮でも何でも良いが、本當にやつて行かう又やつて行かざるを得ないやうな政府が出来ぬと駄目である。一寸妙な事を申しますが、口で言つても駄目であります。眞に日本と協力してやつて行かねば立つて行けない様な政府〔建川は同25頁で「將來我々の希望するような地方政府」と表現している〕でなければ又元に歸るのであります⁷²⁾。

建川は、満蒙問題を解決するためには、満蒙に中国中央政府の政治的影響を排除し得、日本の協

力が必要な「特別の政府」を樹立すべきであるとしている。その背景として、それまでの中国中央政府を支援することを通じた対満政策では効果がなかったことを挙げ、その手法を否定している。建川は、満蒙を分離して日本と協力していく「親日新政権」を樹立する対満政策を構想していた。

3つの段階のうち建川が想定したのは「第一段階」である。国際秩序から逸脱することを危険視した建川は、新政権をいきなり東三省における中国中央政府の主権を否定する独立国家にすることは、中国の領土保全を保証した九ヵ国条約に反するため、国際的非難を受けかねないと判断した。建川は対満政策に関しては、従来から「決して彼等〔中国〕の領土を取らうとするのではなく、我々の條約上で得た〔中略〕正当なる権利を行使」するものにすぎないと考えていた⁷³⁾。満洲事変の最中の10月22日の段階でも「鐵道其他の問題は東三省に出来る政權と交渉して定める」⁷⁴⁾と述べているため、満蒙問題の日本と東三省政權との二者関係内での解決を構想したと考えられる。なお、「第二段階」と「第三段階」はいかなる背景で組み入れられたのか。この点は今後の課題としたいが、1928年3月の段階で陸軍内に存在したとされる「満蒙新国家成立二件フ対外関係処理要項」⁷⁵⁾では「満蒙新國家」成立がうたわれている。更にこの時期には満蒙領有論を提起する勢力も存在した。これらの構想をもつ勢力に配慮して「第二段階」、「第三段階」を組み入れたと推測される。

建川以下参謀本部第2部は「昭和六年度情勢判断」によって従来の対中・対満認識、そして国際情勢認識に則って今後日本陸軍がとるべき対満政策を示した。このような構想をもって、建川や陸軍首脳は満洲事変の処理を行っていくのである。

(2) 宣統帝擁立による満洲事変処理方針

1931年9月14日、関東軍は南次郎陸相に緊迫する満洲情勢の視察を要請した。これに対し陸軍首脳は建川美次参謀本部第1部長（1931年8月1日に第2部長から転任）を関東軍に派遣して、関東軍の武力行使を阻止するよう指示した。こうして建川は満洲に渡り、柳条湖事件前後の関東軍に立ち会ったのである。

柳条湖事件発生の翌日19日の夜から20日の深夜にかけて、板垣征四郎、石原莞爾ら関東軍参謀は来訪中であった建川と会見し、満洲事変の処理方針について激しく議論を重ねた。そこで建川が「第一段階」に則った処理を行うべきと主張したことが、片倉衷関東軍参謀の日記に記されている。

建川少将は現下先ず情勢判断第一段階実施の時期なる旨提言し縷縷陳述する所ありしが、板垣、石原両参謀交々之を反駁する所あり、石原参謀は占領案を提唱し軍は断乎として所信を敢行し建川少将亦元より之を拘束せざるを約す、午前一時辞去せらる。〔中略〕〔建川少将の陳述は一理あるも当時軍幕僚と一致するに至らず。〕⁷⁶⁾

この段階では、石原ら関東軍参謀は従来から研究してきた満蒙領有論による満洲事変の処理を考えていた。それに対して建川は、この段階では「情勢判断」の「第一段階」、すなわち中国主権下

での張学良政権に代わる親日政権の樹立によって満洲事変を処理すべきであることを主張したのであった。両者の主張は相容れないものであり、激しく議論を重ねたが、結局この段階で一致する結論を導くことができなかった。

19日夜の議論を経て、20日には建川と本庄繁閔東軍司令官らが会見した。そこで建川は武力行使の範囲を限定し、宣統帝政権案による処理を主張する。

現下一般の情勢に鑑み長春以北には兵を派せざるを可とすべきも吉林、洮南等は一刻も早く打撃を加ふるを有利とすべく又現東北政権を潰し宣統帝を盟主とし日本の支持を受くる政権を樹立するを得策とすべし〔中略〕

[建川少将は対蘇関係悪化し日蘇開戦となるを虞れたるものにして吉林、チチハル等支那鉄道沿線に出勤することには敢て異存なきも洮昂線方面も概して洮児河線を超ゆるを欲しあらず。

又建川少将は日本国策に連繫協調し得べき政権樹立案にして占領若くは国家案にあらず。]⁷⁷

建川は従来からの「第一段階」による処理方針を変更しなかった。満洲事変直後も陸軍首脳に「此機会ヲ以テ領土的解決ニ邁進スルコトハ大局上如何カト感セラルル」と述べ、この段階での対満政策における領土的解決方法を否定している⁷⁸。建川は満蒙を領有するのではなく、武力行使の範囲を南満に留め、その範囲内で樹立した親日政権と交渉する処理方針を考えていた。

これ以降、閔東軍は建川の主張した範囲内に武力行使を留めた。この点から、建川はこの段階では満蒙領有論という閔東軍の構想を転換させ、閔東軍の行動を許容できる範囲内に抑え込むことに成功したといえることができる。

次に、満洲事変の処理の仕方について、建川は張学良政権を崩壊させ、新たに宣統帝を盟主とする日本の支持を受けた新政権を樹立すべきとしている。そして、その政権は国家化させない旨を表明している。この案を採用することを本庄閔東軍司令官が南陸相、金谷範三参謀総長に具申しているため、閔東軍はこの時点においては建川の提案を受諾したものと考えられる。

では、建川はなぜ親日自治政権の盟主に宣統帝溥儀を擁立しようと考えたのか。その理由は筆者が考えるに、第一に清朝関係者が宣統帝復辟運動を行っていたこと、第二にその宣統帝復辟運動は日本に協力を求めていること、第三に中国中央政府の影響力を排除し得ること、第四に共産化する可能性が限りなく低いこと、の4点である。

第一、第二の点について、建川が中国公使官付武官であったとき、清朝関係者が復辟運動を活発化させたことは先述の通りである。更に、その運動の推進者たちは日本陸軍の協力を得ようと日本陸軍への接近を繰り返していた⁷⁹。このような背景から、日本陸軍はこの復辟運動に乗じて満蒙に自治政権を作り、これを支援することによって、その政権の親日化を図ることが可能となる。第三の点について、建川は東三省に中国中央政府の影響力が及ぶことを危惧していた。しかし、東三省の政権に宣統帝溥儀を擁立すれば、辛亥革命以来の経緯から宣統帝政権が中国中央政府と関係を絶

つこと、すなわち「易幟」しないことが期待された⁶⁰⁾。宣統帝溥儀を擁立することによって、建川が主張した満蒙分離が実現可能となるのである。この点において、長らく国民政府と対立関係にあった張政権でさえ「易幟」したという背景から、中国中央政府に対してそれ以上に独立性の強い政権の樹立を求め、宣統帝溥儀を擁立したものと考えられる。第四の点について、清朝関係者は「復辟」、すなわち宣統帝溥儀の帝政復帰を望んでいた。それゆえ、宣統帝政権が〈帝政〉と対極にある〈共産〉勢力を排除することも期待された。共産化防止を図ることは、援段政策以来の日本陸軍の対中・対満政策の柱である。日本が協力ないし擁立する勢力は赤化しない人物でなければならなかった。「易幟」や中ソ紛争によって満蒙にも赤化が波及しかねない状況下では、張政権よりも強固に共産化に対抗し得る人物を擁立する必要があったのであろう。

この宣統帝政権は列国や中国中央政府から見てどのようなものであったのだろうか。列国は宣統帝政権が中国主権下にあり、列国の權益を侵害しない限りこれに干渉しないものと判断されていたと考えられる。中華民国期の中国中央政府は「あくまでも大陸に存在する複数の政治勢力中の最大のものにすぎ」ないものであった⁶¹⁾。国際連盟における中国の代表として南京国民政府が国際的に承認されてからも日が浅く⁶²⁾、いまだ分裂状態が続いているため、そのような不安定な政府の主権下で新たな政権が誕生しても、それは中国で頻発する新たな一地方政権の誕生にすぎないと判断されたのではないだろうか⁶³⁾。現に、列国は満洲国建国後も、建国問題よりも門戸開放主義の適用の可否を問題にしたことが指摘されている⁶⁴⁾。これは結果論であるが、Moss 在中イギリス領事が宣統帝擁立に関して「宣統帝カ此ノ機會ニ帝國建設ヲ志スハ男子トシテ當然ノコト」⁶⁵⁾と述べるなど、宣統帝政権案を列国は問題にしなかった。一方、中国中央政府側はかつて打倒した宣統帝溥儀の政権に反感をもったであろう。しかし、中国中央政府内の反蔣介石派や中国共産党との対立が続く中で、その主権下にあり、関内には関与せず、南滿に留まる政権である限り、宣統帝政権の存在をこの時点では容認せざるを得なかったのではないだろうか。加えて、日本陸軍の政策の変遷過程や建川の構想を踏まえれば、何等かの反共的意図が込められていたことが推測される。反共を掲げれば、当時の列国や中国中央政府の理解も得やすくなると考えられる。

建川は関東軍との激論の末、関東軍に満蒙領有論を放棄させ、宣統帝政権案と転換させることに成功した。一方、陸軍中央は「交渉ニ関スル相手方ヲ何レニスヘキニ就テ当部関係課長ノ多クハ先ツ張学良トナスヘシトノ意嚮」を示し、張学良政権との交渉による満州事変の処理を構想した。これに対し「第一部長建川少将ハ絶対反対ヲ表明」した⁶⁶⁾。この後、陸軍中央も宣統帝政権案に傾きはじめた。

しかし、1931年10月8日の錦州爆撃を皮切りに、関東軍は建川の指示した範囲外への武力行使を行いはじめた。同時に関東軍は、建川が「中国主権下」という条件を付けた宣統帝政権を独立国家化させる動きを開始する。建川をはじめ陸軍首脳はこのような関東軍の動きに対して制止を試みるが、関東軍はそれを無視して武力行使を拡大し続ける。そして、宣統帝政権案は中国主権を脱して、独立国家樹立へと向かっていったのである。

おわりに

本論を通じて、日本陸軍の対中・対満政策を追いながら、満洲事変の処理に際して提示された宣統帝政権案について、その発案者である建川美次の対中・対満認識から分析してきた。

日本陸軍は共産主義の東漸防止を目的に、中国の統一と政治的安定を希求し、それを達成するために中国中央政府への支援を行った。1920年代に中国の分裂が激しさを増すと、日本陸軍は満蒙分離路線を採用し、張作霖への支援を通じて在満権益の維持・拡大を図った。その実現のため、中国中央政府と張作霖政権とを分離させる満蒙分離政策がとられた。そこには共産勢力の排除を図るため、中国中央政府の反共政策を支援するという側面もあった。日本陸軍の対中・対満政策には、赤化防止という柱が存在したのである。しかし満蒙分離政策の行き詰まりが見えると、日本陸軍内には中国は地方分立状態が適しているため、新たな政権樹立も正当化されるという認識のもと張作霖排除論が出現した。張作霖爆殺後には、満蒙領有論と満蒙に親日自治政権を樹立する二つの対満政策路線が台頭した。後者は満蒙における中国主権を前提とし、中国の地方分裂情勢の中に一地方政権として日本の支援により自治政権を樹立するというものであった。

現地で関東軍と議論しながら実際に満洲事変の処理を行った建川美次は、張作霖爆殺事件前後から満洲事変に至るまで対中・対満政策を推進する立場にあった。中国公使官付武官であった建川は、張作霖爆殺後には満蒙分離政策の継続を考えた。しかし、張学良の「易幟」や楊宇霆銃殺事件の前後に蒋介石政権と張学良政権の不安定さを認識すると、それに起因する混乱に乗じて共産勢力が中国・満洲に流入することを危惧し、方針を転換した。それと同じ頃、張学良政権の不安定化に乗じて満蒙に清朝復辟運動が生じ、その支持者は国民政府内にも拡大していった。中ソ紛争を経て更なる中国中央政府の混乱を危惧し、張学良政権への信頼を失った建川は、張学良政権以上に中国中央政府の政治的影響を排除でき、共産化に対抗できる政権を満蒙に樹立することを必要とした。そのような構想の下に、張作霖排除論者や参謀本部第2部で研究されていた親日自治政権樹立構想に、自身の認識を加えて結実させた姿が、満洲事変の処理における宣統帝政権案であった。

以上の考察によって、満洲事変に際して満蒙領有論を挫折させた宣統帝政権案がいかなる構想の下に発案されたのかを明らかにした。満洲事変に向けて満蒙領有論が構想されていく一方で、日本陸軍の従来路線に基づいた対満政策も構想されていたのである。最終的に満洲事変処理の到達点となった満洲国建国は宣統帝政権案を基盤にしたものである以上、宣統帝政権案やその背景にある構想を明らかにすることは満洲事変、満洲国の研究において意義のあるものと考えられる。

この後、関東軍は満洲国建国に邁進していく。それに対して陸軍首脳や日本政府は宣統帝政権案を主張し続け、関東軍に抵抗する。宣統帝政権案がその後の満洲事変において如何に展開していったのか。また、本論を補強するためには張学良「易幟」や楊宇霆銃殺事件後における、建川をはじめ参謀本部第2部の対満政策や国際情勢に関する研究を更に深く検討する必要がある。以上の点は今後の課題としたい。

註

- (1) 本稿でいう「中国」とは、「長城以南の中国本土の政権（北京政府や国民政府）」を示す。
- (2) 石原莞爾「滿蒙問題私見」（1931年5月），山田朗編『外交資料 近代日本の膨張と侵略』（新日本出版社，1997年），227頁。
- (3) 秦郁彦「滿州領有の思想的源流」，軍事史学会編『再考・滿州事変』（錦正社，2001年）。
- (4) 佐藤元英「昭和陸軍と滿蒙領有の構想」（『中央大学文学部紀要』〈史学〉第55巻，2010年3月）。
- (5) 川田稔『昭和陸軍全史』第1巻〈滿州事変〉（講談社，2014年），70頁。
- (6) 清水亮太郎「陸軍経理部と滿州事変」（防衛省防衛研究所「ブリーフィング・メモ」，2017年6月，<http://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2017/201706.pdf>）。
- (7) 山室信一『キメラ—滿州国の肖像—〔増補版〕』（中央公論新社，2004年），53-54頁。
- (8) 白石博司「滿州事変における派遣幕僚の効果 一軍中央部の不拡大努力—」（軍事史学会編『軍事史学』第31巻第4号，錦正社，1996年）。
- (9) 前掲『昭和陸軍全史』第1巻〈滿州事変〉。
- (10) 本論における「陸軍首脳」とは，南次郎陸軍大臣，杉山元陸軍次官，小磯国昭軍務局長，金谷範三参謀総長，二宮治重参謀次長，建川美次参謀本部第1部長らを示す。彼らは〈宇垣派〉に属し，柳条湖事件（1931年9月18日）から第2次若槻礼次郎内閣倒閣（同年12月13日）までの間，当該の役職についていた。
- (11) 樋口秀実「滿州事変勃発後の「宣統帝ヲ頭首トスル支那政権」案について」（『史学研究集録』35号，2010年3月）。
- (12) 前掲「滿州事変における派遣幕僚の効果 一軍中央部の不拡大努力—」，30頁。
- (13) 樋口秀実「日本陸軍の中国認識の変遷と「分治合作主義」」（『アジア経済』第57巻第1号，2016年3月），72頁。
- (14) 同前，71頁。国立国会図書館憲政資料室蔵「寺内正毅関係文書」所収の「支那統一論」。
- (15) 同前，72頁。
- (16) 原奎一郎編『原敬日記』第五巻（福村出版社，1965年），315頁，1920年11月24日の条。
- (17) 樋口秀実「東三省政権をめぐる東アジア国際政治と楊宇霆」（『史学雑誌』第113編第7号，2004年7月），45頁。
- (18) 上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』（東京大学出版会，1976年），382-383頁所収の1922年8月2日付上原勇作宛坂西利八郎書簡。
- (19) 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター蔵「荒木貞夫関係文書」所収の1925年2月20日付「日支同盟条約案」。
- (20) 前掲「日本陸軍の中国認識の変遷と「分治合作主義」」，73頁。
- (21) 同前，74頁。
- (22) 同前，76頁。
- (23) 防衛省防衛研究所蔵「磯谷資料 其一」所収の1926年7月12日付磯谷廉介発粵常報第15号。アジア歴史資料センター（以下，JACAR），Ref. C11110685100。
- (24) 前掲『上原勇作関係文書』，439頁所収の1927年4月9日付上原勇作宛本庄繁書簡。
- (25) 前掲「日本陸軍の中国認識の変遷と「分治合作主義」」，76頁。
- (26) 憲政資料室蔵「荒木貞夫関係文書」（366）所収の「第三次北伐時の支那情勢所見」（前掲「日本陸軍の中国認識の変遷と「分治合作主義」」，76頁より重引）。
- (27) 前掲『上原勇作関係文書』，439頁所収，1927年4月5日付「支那時局対策二閣スル電報写」。
- (28) 佐藤元英『[学生版] 昭和初期对中国政策の研究 田中内閣の対滿蒙政策〔増補改訂新版〕』（原書房，2009年），100-106頁より重引（以下『昭和初期对中国政策の研究』）。
- (29) 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター蔵「荒木貞夫関係文書」所収（前掲「日本陸軍の中国認識の変遷と「分治合作主義」」，77頁より重引）。
- (30) 同前，77頁。
- (31) 同前，77頁。
- (32) 前掲『昭和初期对中国政策の研究』，107頁。

- ⁶³ 前掲「東三省政権をめぐる東アジア国際政治と楊宇霆」, 54頁。
- ⁶⁴ 1928年5月26日付陸軍次官宛北京公使館付武官(建川)電報。JACAR, Ref. C04021724500, 防衛省防衛研究所蔵「昭和3年 陸支密大日記 第4冊」, 「張學良楊宇霆ノ申出ニ関スル件」所収。
- ⁶⁵ 坂野潤治「幣原外交の崩壊と日本陸軍」, 東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会』第六巻(東京大学出版会, 1979年)所収。
- ⁶⁶ 前掲『昭和陸軍全史』第1巻〈満州事変〉, 70頁。
- ⁶⁷ 外務省編『日本外交文書』昭和期I第1部第2巻, 394-395頁。
- ⁶⁸ 宇垣一成『宇垣一成日記』第1巻(みすず書房, 1968年), 568-570頁所収の「支那に於ける帝国地歩の擁護に関する研究」。
- ⁶⁹ 前掲『上原勇作関係文書』, 545-546頁所収の1927年4月25日付上原勇作宛武藤信義書簡。
- ⁷⁰ 前掲『昭和陸軍全史』第1巻〈満州事変〉, 63-79頁。
- ⁷¹ 田中隆吉『裁かれた歴史: 敗戦秘話』(長崎出版, 1985年), 14-15頁。
- ⁷² 今村均『皇族と下士官』(自由アジア社, 1960年), 203頁。
- ⁷³ 建川美次述「建川美次中将談」, 森克己『満州事変の裏面史』(国書刊行会, 1976年) 316頁。
- ⁷⁴ 同前, 316頁。
- ⁷⁵ 1928年6月13日付陸軍次官宛北京公使館付武官(建川)電報。JACAR, Ref. C04021742900, 防衛省防衛研究所蔵「昭和3年 陸支密大日記 第7冊」所収。
- ⁷⁶ 畑英太郎陸軍次官は12日に「彼〔楊宇霆〕ヲ適當ニ指導シテ此際誠意ヲ以テ學良ヲ補佐セシムル事カ最善ノ策ナラスヤト思ハル」と述べている(1928年6月12日付関東軍参謀長宛陸軍次官電報。同前)。張作霖排除論者たちも張作霖の後継は張學良と予想したうえで、自然に出来上がる政権を支援すべきと考えていた(戸部良一『日本陸軍と中国「支那通」にみる夢と蹉跎』(筑摩書房, 2016年), 110頁。前掲『昭和初期対中国政策の研究』, 318頁)。
- ⁷⁷ 1928年6月25日付陸軍次官宛北京公使館付武官(建川)電報。JACAR, Ref. C04021742900, 防衛省防衛研究所蔵「昭和3年 陸支密大日記 第7冊」所収。
- ⁷⁸ 前掲「東三省政権をめぐる東アジア国際政治と楊宇霆」, 56-57頁。
- ⁷⁹ 1928年12月3日付陸軍次官宛北京公使館付武官(建川)電報。JACAR, Ref. B02031820400, 外務省外交史料館蔵「戦前期外務省記録 支那地方政況関係雑纂/北支政況 第一巻」所収。
- ⁸⁰ 1929年2月15日付陸軍次官宛北京公使館付武官(建川)電報。JACAR, Ref. B02031766200, 外務省外交史料館蔵「戦前期外務省記録 満蒙政況関係雑纂/楊宇霆, 常蔭槐射殺問題」所収。
- ⁸¹ 防衛省防衛研究所蔵, 参謀本部第2部「支那側ノ東支回収事件 其十九」所収の「七 結言」(1930年2月24日), JACAR, Ref. C13050030400。
- ⁸² 建川美次述「師団長会議同席上ニ於ケル第二部長口演別冊」(1931年4月1日), 前掲『上原勇作関係文書』, 656-657頁。
- ⁸³ 同前, 657頁。
- ⁸⁴ 前掲「東三省政権をめぐる東アジア国際政治と楊宇霆」, 58頁。
- ⁸⁵ 建川美次述「師団長会議同席上ニ於ケル第二部長口演要旨」(1931年4月1日), 前掲『上原勇作関係文書』, 646-649頁。
- ⁸⁶ 前掲「師団長会議同席上ニ於ケル第二部長口演別冊」, 657頁。
- ⁸⁷ 1929年1月10日付田中義一外相宛林久治郎奉天総領事電報。JACAR, Ref. B02031722800, 外務省外交史料館蔵「戦前期外務省記録 宣統帝復辟問題雑件」所収。
- ⁸⁸ 1929年1月30日付林久治郎奉天総領事宛坂内彌代記在海龍分館主任電報。JACAR, Ref. B02031721900, 同前。
- ⁸⁹ 1929年2月6日付林久次郎奉天総領事宛田代総領事代理電報。同前。
- ⁹⁰ 1929年12月26日付幣原喜重郎外相宛岡本武三在天津日本総領事電報。同前。
- ⁹¹ 1930年4月12日付幣原外相宛太田関東廳長官電報。同前
- ⁹² 1930年6月16日付幣原外相宛荒川充雄在牛莊領事電報。JACAR, Ref. B02031723000, 同前。

- ⁶³ 防衛省防衛研究所蔵，住谷悌「秘 満洲ニ於ケル諸民族の概況ト移住鮮人」(1928年7月)，15頁。
- ⁶⁴ 同前，77頁。
- ⁶⁵ 同前，107-108頁。
- ⁶⁶ 防衛省防衛研究所蔵，参謀本部第2部「東支回収事件 其二十」所収の「第五 敵國住民ニ對スル作業（占領地統治）」(1930年2月24日)，JACAR, Ref. C13050031400。
- ⁶⁷ 加藤陽子氏によれば，日本陸軍が「中ソ紛争を，貴重なケーススタディーとして注視していた」という（加藤陽子『満洲事変から日中戦争へ』（岩波書店，2007年），15頁）。
- ⁶⁸ ただし，「昭和六年度情勢判断」の原本や写しは現在所在不明であるため，他の史料をもとにした推定である。
- ⁶⁹ 参謀本部「昭和六年四月策定ノ参謀本部情勢判断（「満洲事変ニ於ケル軍ノ統帥（案）」より抜萃）」(1931年4月)，島田俊彦ほか編『現代史資料』第7巻〈満洲事変〉（みすず書房，1964年），161頁。
- ⁷⁰ 参謀本部情報部「昭和六年秋末ニ於ケル情勢判断同対策」（1931年11月），前掲『現代史資料』第7巻169頁より抜萃。
- ⁷¹ 前掲「昭和六年四月策定ノ参謀本部情勢判断（「満洲事変ニ於ケル軍ノ統帥（案）」より抜萃）」，161頁。
- ⁷² 建川美次述「滿蒙問題と時局」（全国經濟調査聯合会『彙報』別冊48号，1931年）21-22頁。
- ⁷³ 建川美次「我國を繞る諸國の情勢」（『戦友』，1931年7月号付録），15頁。
- ⁷⁴ 前掲「滿蒙問題と時局」，24頁。
- ⁷⁵ 国立国会図書館蔵「滿蒙新国家成立ニ伴フ対外關係處理要項」（1928年3月，作成者不明）。
- ⁷⁶ 片倉衷「満洲事変機密政略日誌」（前掲『現代史資料』第7巻〈満洲事変〉，184頁（1931年9月19日の条）。〔 〕内は片倉の注記である。以下同様である。
- ⁷⁷ 前掲「満洲事変機密政略日誌」，187頁（1931年9月20日の条）。
- ⁷⁸ 参謀本部「満洲に於ける軍の統帥（案）」，島田俊彦ら解説『現代史資料』第11巻〈続・満洲事変〉（みすず書房，1965年），326頁。
- ⁷⁹ 前掲「満洲事変勃発後の「宣統帝ヲ頭首トスル支那政権」案について」。
- ⁸⁰ 前掲『キメラ—満州国の肖像— [増補版]』，142頁によれば，宣統帝は国民党政府に強い反感をもっていた。
- ⁸¹ 前掲「東三省政権をめぐる東アジア国際政治と楊宇霆」，39頁。
- ⁸² 南京国民政府は1928年6月の北伐完成に伴って国際連盟の代表権を承認された（帶谷俊輔「中国の対外紛争の国際連盟提起をめぐる国際関係，一九二〇—一九三一— 中国代表権問題と日本，イギリス，中国」（『国際政治』第180号，2015年3月），76頁）。
- ⁸³ 前掲「滿蒙新国家成立ニ伴フ対外關係處理要項」から，日本陸軍は「門戶開放機會均等ノ原則ヲ恪守スルノ方針」を宣言することで「列國側ヨリノ故障ヲ避」けることができると判断していたことがわかる。
- ⁸⁴ 吉井文美「「満洲国」創出と門戶開放原則の変容 —「条約上の権利」をめぐる攻防—」，（『史学雑誌』第122編第7号，2013年7月），7頁。
- ⁸⁵ 1931年11月28日付幣原外相宛在中国日本公使館大使館参事官矢野仁一電報。JACAR, Ref. B02030252900，「外務省記録 満洲事変（支那兵ノ滿鉄柳条溝爆破ニ因ル日，支軍衝突關係）ノ各国ノ態度」所収。
- ⁸⁶ 前掲「満洲事変機密作戦日誌」，前掲『太平洋戦争への道 開戦外交史』〈資料編〉，134頁。